

令和6年度

生活指導上の対応

I 本校の教育目標

校訓「全力をつくせ」の下、根石小の教育を継続、実践することにより、「知・徳・体」と調和のとれた、たくましく生きる児童の育成をめざす。

- ・自ら学ぶ子 練習を重ね基礎力をつけ、問題意識をもって追究する子供
- ・心豊かな子 命と心を大切にし、読書により豊かな想像力を持った子供
- ・体鍛える子 「心・技」を重んじ、丈夫な体を自らをつくりあげていく子供

II 生徒指導の基本的な心構え

社会の急速な変化が、児童やそれを取り巻く家庭や地域の生活に大きな影響を及ぼしている。その結果、SNS を利用したいじめ、長期欠席、虐待などの問題、非行などの低年齢化を引き起こす要因となっている。

こうした事態を踏まえ、教育目標にあるような児童一人一人に内在する力を引き出し、それを伸ばすことを達成するために、全職員による児童理解を基盤とし、家庭や地域、関係諸機関との連携を深める。そして、問題行動の早期発見と、共感的理解に基づく子供に寄り添った指導を行う。

1 指導の重点

- (1) 基本的生活習慣の確立
- (2) 規範意識の向上
- (3) 人間関係力の向上
- (4) いじめ、虐待、問題行動の早期発見・早期対応

2 具体的方策

(1) 基本的生活習慣の確立

規律ある生活習慣を身につけさせるために、生活委員会の活動を中心に、重点目標を具体化し、実践と反省を重ねる。

- ① 進んであいさつをする。
- ② ことばづかいを正しくする。
- ③ 進んで清掃に取り組む。
- ④ 時間を守る。
- ⑤ 物を大切に使う。
- ⑥ 身の回りの整理整頓や服装に気を配る。

(2) 規範意識の向上

率先垂範、児童をとらえ一人一人を生かし、命と心を大切にした指導を展開する。

- ① 年35時間以上の道徳科授業の実施
- ② 勤労、環境美化、福祉交流などの体験活動の実施
- ③ 「命の教育」「**共生意識を育む教育**」の積極的な展開
- ④ ネットモラルを醸成する授業の実施

(3) 人間関係力の向上

児童のよさと可能性を見つけ、認め、育み、鍛え、その力を最大限に引き出す教育活動を創意工夫して展開する。

- ① 自己有用感や集団への所属感を高める児童会活動や学級活動、学校行事の展開
- ② 基礎基本の習得とよりよい人間関係を育むわかる授業、心を育てる授業の推進

(4) いじめ、虐待、問題行動などの早期発見

問題を持つ児童や問題行動に対しては、学級担任、いじめ・長期欠席対策委員を中心に、情報を収集し、家庭訪問等で家庭と連絡を密にし、解決に向けた取組を行う。

- ① いじめ・長期欠席対策委員会などにおける児童に関する日常的な情報交換
- ② **Q U分析による**心に不安や問題をもつ児童の早期発見・早期対応
- ③ 準長期欠席者への働きかけ
- ④ **ぽかぽかあったか集会への意識付け**と心の健康づくり
- ⑤ 年5回生活アンケート実施

(5) 関係諸機関との連携強化

地域や関係諸機関との連携を強化し、児童の問題行動の早期発見と共感的理解に立った適切な指導を展開する。

- ① 児童に関する丁寧な情報交換
- ② 学区少年補導員、**民生児童委員**、P T A児童安全委員と連携した生活指導の徹底
- ③ スクールカウンセラーの活用と教育相談体制の整備

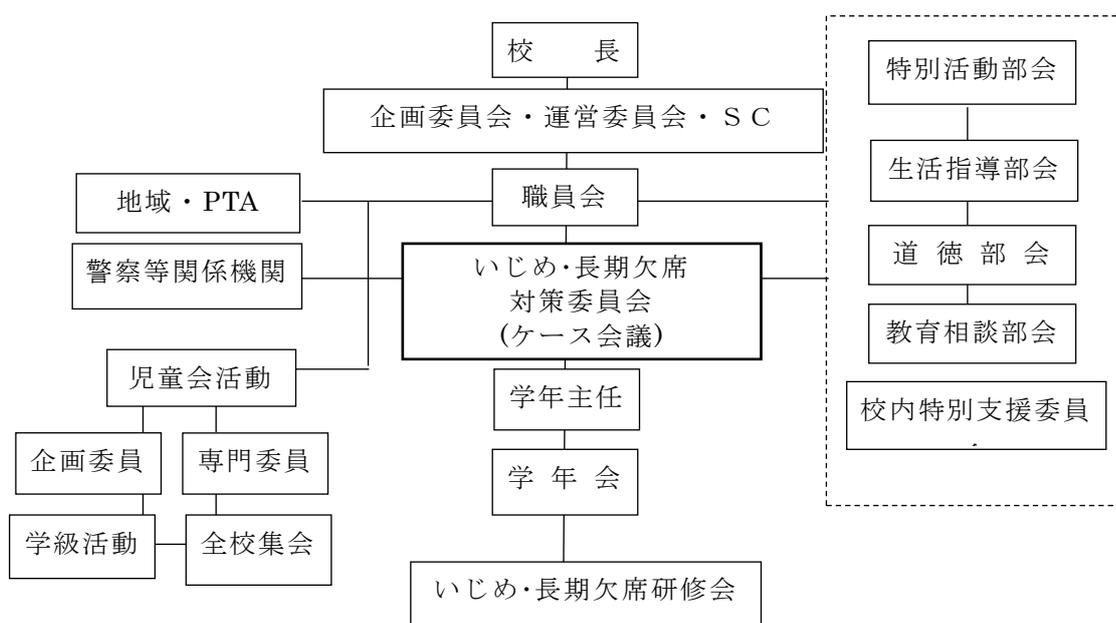
3 児童を輝かせる学校づくり

学校長のリーダーシップの下、全職員間で共通理解を深めたり、指導の重点や具体的な方策などの共通理解を図ったりすることで、一枚岩となって指導にあたる。また、教員の力量を高めると共に、共に支えあう教師集団作りをめざす。

(1) 教職員の力量を高めるために

- ① 児童一人ひとりに居場所がある学級作りに向けた研修への参加及び実践
- ② 問題行動やいじめ・長期欠席への対応を学ぶ事例研究
- ③ ケース会議やいじめ・長期欠席対策委員会による情報交換及び分析
- ④ 問題をもつ児童や問題行動の発見、対応後の「報告・連絡・相談」の徹底
- ⑤ 校長、教頭、生活指導主任、教務主任、学年主任、保健主事、養護教諭などによる対応・方針の決定と全職員への周知徹底
- ⑥ 関係諸機関の担当者の招聘による校内研修の実施

(2) 生徒指導の組織



* ケース会議… 役職・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・SC 等で組織

(3) 教育相談体制

長期欠席対策担当教師が、本校を拠点としたスクールカウンセラーへの教育相談希望を保護者等に取り、日程調整をし、スクールカウンセラーとの教育相談を行う。

(4) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの加害者、被害者とならないよう情報モラル教育を継続的に推進する。
 - ・ 情報モラル指導計画（岡崎市学習情報部作成）の活用（各学年 3 時間程度）
- ② ネットの正しい利用やマナーについて保護者への啓発に努める。
 - ・ 携帯ゲーム機、携帯端末（スマホなど）利用やネット利用の危険性について資料の配付や講演会の実施
- ③ ネットいじめに対する教師の意識を高める研修を実施する。
 - ・ 学習情報指導員訪問の活用、学習情報主任からの最新情報の提供
 - ・ インターネット利用の危険性についての学習会の実施（随時）

学校生活のきまり

○生活指導の目的

児童の個人としての自己実現(個性化)を支えるとともに、社会づくりに参加するための「社会化」を支える。そのために次の3つの柱を意識していきます。

①今までの「させる生活指導」から児童の主体的な成長・発達を「支える生活指導」へと転換すること

②「学習指導と生活指導」の一体化を図ること

③「チーム学校による生活指導体制」を作っていくこと

「指導のためのきまり」ではありません。なぜこれらのきまりが必要なのかについて子供も先生もよく考えて、言葉を補ったり説明したりして、共通理解のもと指導を進めていくことが大切です。

例)「学校のルールで決まっているから安全帽子をかぶりなさい。」

→「学校外で安全に登下校するために、安全帽子をかぶるようにしているよ。」

1 服 装…以下の点について共通理解を図る。

(1) 式の日

- ・標準服を着用させる。(気候により配慮)
- ・暑い季節は体操服の着用を指導する。

(2) 平常時

- ・標準服または体操服を着用させる。(白シャツ・トレパン・ハーフパンツ)
- いずれも名札を着用させるが、登下校の際はポケットにしまわせる。

(3) 防寒対策

- ・冷房が直接当たる場合などは、カーディガンなど上着を羽織らせる。
- ・寒さが厳しいときは、標準服の内外に防寒着の着用を認める。(子供はハンガーを準備する)
- ・厚手の上着は教室内では脱ぐように指導する。(室内が寒い場合は上着を羽織っても良い。)
- ・手袋やカイロ、ネックウォーマーは適切な使用の仕方を指導する。(校舎内ではとる、記名をするなど)
- ・体育時はトレパンの着用を認める。

(4) 靴

- ・運動に適した靴での活動を指導する。

(5) 帽子

- ・登下校は安全帽子(黄色)を着用させる。
- ・体育、屋外での休み時間、外庭清掃時は赤白帽子を着用させる。(1年赤・2年以上白)

2 登下校…役割と責任の自覚

(1) 通学路

- ・交通ルールを守り、1列で下校させる。(班長が先頭、副班長が最後尾)
- ・ホイッスルやブザーを携帯させる。

(2) 登校時刻

- ・午前8時までに集団登校し午前8時10分入室完了するよう指導する。
(7時45分よりも前に登校させない)

(3) 下校

- ・下校時には、危険が予想される箇所まで付き添う。
 - ・部活動に所属しないものは、下学年と下校するよう指導する。
 - ・途中で部活を終えるときは、保護者に送迎をお願いする。
- 児童の引き渡しは顧問が責任をもって行うようにする。

3 授業…心理的安全性を確保した学習指導

- ・「根石っ子学習のきまり」にしたがって指導する。

4 休み時間の過ごし方…安全意識と思いやりの心の醸成

(1) 運動場

- ・低学年は小運動場、中学年は運動場東側、高学年は運動場西側で活動させ、お互い譲り合うよう指導していく。
- ・遊具を使いながらボール遊びをさせない。
- ・駐車場や体育館東側アスファルト地面、梅園、北舎裏では遊ばせない。
(教師の目が届かない場所、車の出入り)

※中庭での、昆虫採集や観察は認める。学年園に踏み込み、走り回らないよう指導する。

(2) 遊具

- ・遊具の利用は低学年を優先させる。

(3) 雨天時

- ・グラウンドの状態が悪いときは昇降口前の赤旗で知らせる。(体育主任)

(4) 特別教室 次時に使用する場合は認めるが、休み時間の過ごし方を適宜指導する。

- ・特別教室などで使用した器具は元の場所に戻すなど、使った学級が責任もって片付ける。

5 その他…当たり前のことを当たり前

(1) 基本的な生活習慣を身に着けるよう指導する。

- ・全校で移動する際、廊下や階段の曲がり角などでは、下学年を優先させる。
- ・スリッパの整頓を習慣づける。
- ・持ち物には記名を習慣づける。
- ・必要のないものを持ってこさせない。

(2) 学校内の安全指導をする。

- ・非常階段やベランダには出させない
- ・机の横には手提げ袋などをかけさせない。タブレットや水筒を掛けさせてもよい。

6 校外でのきまり…命を大切にする心の醸成

(1) 事件・事故に巻き込まれないようにするために、安全指導をする。

- ・行先、帰宅時刻を家族に告げるように指導する。
- ・子どもたちだけで学区外に行かないよう指導する。

(2) 人に迷惑のかかる遊びはしないように指導する。

- ・エアガン、火遊び、公道や駐車場等でのキックボードなどに使用について指導する。

(3) 自転車に乗る子どもたちに安全指導を適宜行う。ヘルメットの着用を啓発する。